

第1号議案 名古屋都市計画区域、弥富都市計画区域、津島海部西部都市計画区域及び瀬戸都市計画区域の変更について

第6号議案 豊橋渥美都市計画区域、宝飯都市計画区域及び新城都市計画区域の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(第1号議案)</p> <p>名古屋都市計画区域、弥富都市計画区域、津島海部西部都市計画区域及び瀬戸都市計画区域の変更</p> <p>1 都市計画区域の名称 名古屋都市計画区域</p> <p>2 都市計画区域に含まれる土地の区域 名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、愛知郡東郷町、愛知郡長久手町、西春日井郡豊山町、海部郡大治町、海部郡蟹江町及び海部郡飛島村の区域(地先公有水面を含む。)</p>	<p>日常生活圏の広域化などに対応するため、名古屋、弥富、津島海部西部及び瀬戸の各都市計画区域を統合し、名古屋都市計画区域とするものである。</p>
<p>(第2号議案)</p> <p>稲沢中島都市計画区域、尾張西部都市計画区域、尾張北部都市計画区域及び春日井都市計画区域の変更</p> <p>1 都市計画区域の名称 尾張都市計画区域</p> <p>2 都市計画区域に含まれる土地の区域 一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡大口町及び丹羽郡扶桑町の区域</p>	<p>日常生活圏の広域化などに対応するため、稲沢中島、尾張西部、尾張北部及び春日井の各都市計画区域を統合し、尾張都市計画区域とするものである。</p>

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(第3号議案)</p> <p>知多北部都市計画区域、衣浦西部都市計画区域、常滑都市計画区域及び南知多都市計画区域の変更</p> <p>1 都市計画区域の名称 知多都市計画区域</p> <p>2 都市計画区域に含まれる土地の区域 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多郡南知多町(篠島及び日間賀島を除く)、知多郡美浜町及び知多郡武豊町の区域(地先公有水面を含む。)</p>	<p>日常生活圏の広域化などに対応するため、知多北部、衣浦西部、常滑及び南知多の各都市計画区域を統合し、知多都市計画区域とするものである。</p>
<p>(第4号議案)</p> <p>豊田都市計画区域及び藤岡都市計画区域の変更</p> <p>1 都市計画区域の名称 豊田都市計画区域</p> <p>2 都市計画区域に含まれる土地の区域 旧豊田市(平成17年合併前)、みよし市及び旧藤岡町(平成17年合併前)の区域</p>	<p>日常生活圏の広域化や市町村合併などに対応するため、豊田及び藤岡の各都市計画区域を統合し、豊田都市計画区域とするものである。</p>

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(第5号議案)</p> <p>衣浦東部都市計画区域、岡崎都市計画区域及び西尾幡豆都市計画区域の変更</p> <p>1 都市計画区域の名称 西三河都市計画区域</p> <p>2 都市計画区域に含まれる土地の区域 旧岡崎市(平成18年合併前)、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆郡一色町(佐久島を除く)、幡豆郡吉良町、幡豆郡幡豆町及び額田郡幸田町の区域並びに旧額田郡額田町(平成18年合併前)の区域の一部(地先公有水面を含む。)</p> <p>[参考]</p> <p>・新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 岡崎市淡淵町、鹿勝川町、檜山町、片寄町、桜井寺町、細光町及び牧平町 大幡町、下衣文町、滝尻町及び夏山町の一部(面積:約3,382ha)</p>	<p>日常生活圏の広域化などに対応するため衣浦東部、岡崎及び西尾幡豆の各都市計画区域を統合し、西三河都市計画区域とするものである。</p> <p>また、併せて新東名高速道路額田インターチェンジ(仮称)の開設に伴う開発圧力の上昇に対応し、適切な土地利用の規制・誘導を図るため、岡崎市の旧額田町の一部地区を新たに西三河都市計画区域に編入する。</p>
<p>(第6号議案)</p> <p>豊橋渥美都市計画区域、宝飯都市計画区域及び新城都市計画区域の変更</p> <p>1 都市計画区域の名称 東三河都市計画区域</p> <p>2 都市計画区域に含まれる土地の区域 豊橋市、豊川市、蒲郡市、旧新城市(平成17年合併前)及び田原市の区域(地先公有水面を含む。)</p>	<p>日常生活圏の広域化などに対応するため、豊橋渥美、宝飯及び新城の各都市計画区域を統合し、東三河都市計画区域とするものである。</p>

第7号議案 新城長篠準都市計画区域の指定について

第8号議案 用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の指定の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(第7号議案)</p> <p>新城長篠準都市計画区域の指定</p> <p>1 準都市計画区域の名称 新城長篠準都市計画区域</p> <p>2 都市計画区域に含まれる土地の区域 新城市長篠及び富栄の一部</p> <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新城長篠準都市計画区域の面積 約 252ha</li> </ul>	<p>平成 26 年度に新東名高速道路新城インターチェンジ(仮称)の開設予定があり、交通利便性の向上などにより、インターチェンジ周辺の開発圧力が高まると想定される。</p> <p>現在、インターチェンジの周辺は、市街化調整区域に区分され原則として開発が抑制されているが、国道 151 号による連絡が容易で平坦地が多く残されている旧鳳来町長篠地区は都市計画区域外であり、無秩序な開発が行われる恐れがある。</p> <p>このため、長篠地区及び長篠地区と一体の集落を形成している富栄(とみさか)地区の一部について、一定の土地利用規制がなされている自然公園の特別地域を除き、準都市計画区域を指定して、土地利用の規制を行い、用途の混在や無秩序な開発を防止することにより、生活環境や自然環境を保全するものである。</p>

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(第8号議案)</p> <p>用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の指定の変更</p>	<p>新城長篠準都市計画区域の指定に伴い、建築基準法第52条、第53条、第56条により、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率・建ぺい率・高さ(道路斜線及び隣地斜線)に関する制限値を一部追加する必要がある。</p> <p>追加内容のうち、容積率・建ぺい率・道路斜線の制限値は県内の大部分の用途地域の指定のない区域内と同じ値を指定するものである。</p> <p>なお、隣地斜線の制限値は、良好な住環境の保全のため住居系の用途地域が指定されている区域内と同じ値を指定するものである。</p>

(追加部分のみを記載)

		(容積率)	(建ぺい率)	(道路斜線)	(隣地斜線)
区	域	法第52条第1項第6号の規定に基づく数値	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	法第56条第1項第1号に規定する別表第3(に)欄5の項の規定に基づく数値	法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値
(3)	新都市の準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	10分の20	10分の6	1.5	1.25

- 第 9 号 議 案 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
 について  
 第 14 号 議 案 東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
 について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(第9号議案)            名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>※別添【概要版】参照</p>	<p>都市計画区域の再編に伴い、新たな都市計画区域毎に、将来の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を定めるものである。</p>
<p>(第10号議案)            尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>※別添【概要版】参照</p>	
<p>(第11号議案)            知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>※別添【概要版】参照</p>	
<p>(第12号議案)            豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>※別添【概要版】参照</p>	
<p>(第13号議案)            西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>※別添【概要版】参照</p>	
<p>(第14号議案)            東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>※別添【概要版】参照</p>	

第 15 号議案 名古屋都市計画区域区分の変更について

第 17 号議案 名古屋都市計画臨港地区の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(第 15 号議案) 名古屋都市計画区域区分の変更</p>	<p>市街化区域に接続し、都市的土地利用が図られる区域(豊山町林先地区)、工業用地として隣接市街地との一体利用を図る区域(豊山町松ノ木島地区)、住宅地開発が行われる区域(豊明市榎山地区)及び公有水面が埋め立てられた区域(飛島村飛島埠頭地区)を市街化区域に編入し、道路整備及び水路改修が行われた区域(愛西市勝幡地区、南河田地区及び佐屋地区、あま市篠田西部地区並びに東郷町白土地区及び藤坂地区)は、局部的に変更するものである。</p>

市街化区域編入地区数及び面積表

(名古屋都市計画)

市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減			変更箇所の内訳
			面積 (ha)	編入 箇所数 (箇所)	除外 箇所数 (箇所)	
豊山町	約349	約364	約 15	2	—	林先地区<11.5ha> 松ノ木島地区<3.4ha>
豊明市	約698	約702	約 4	1	—	榎山地区<3.7ha>
飛島村	約886	約888	約 2	1	—	飛島埠頭地区<1.5ha>
愛西市	約315	約315	約 0	1	2	勝幡地区<0.03ha> 南河田地区<-0.01ha> 佐屋地区<-0.01ha>
あま市	約1,150	約1,150	約 0	1	1	篠田西部地区<0.7ha、-0.3ha>
東郷町	約516	約516	約 0	2	2	白土地区<0.1ha、-0.4ha> 藤坂地区<0.02ha、-0.1ha>

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
(第16号議案) 名古屋都市計画用途地域の変更				<p>豊山町林先地区、松ノ木島地区、豊明市榎山地区、飛島村飛島埠頭地区、愛西市勝幡地区、南河田地区、佐屋地区、あま市篠田西部地区、東郷町白土地区及び藤坂地区は、区域区分の変更に伴い、都市施設の整備状況及び将来の土地利用の動向等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。</p> <p>豊山町国道41号沿道青山地区は、土地利用の動向等を勘案し、将来の都市像に適合した適切な用途地域に変更するものである。</p>
林先地区(豊山町大字豊場 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	—	—	—	
変更後	1住	200%	60%	
	近商	200%	80%	
松ノ木島地区(豊山町大字青山 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工業	200%	60%	
国道41号沿道青山地区 (豊山町大字青山 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	近商	200%	80%	
変更後	準住	200%	60%	
榎山地区(豊明市間米町 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1低	100%	60%	
飛島埠頭地区(飛島村東浜)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工専	200%	60%	



変更する内容及び関連する事項				変更する理由
勝幡地区(愛西市勝幡町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1住	200%	60%	
南河田地区(愛西市南河田町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1中高	200%	60%	
	1住	200%	60%	
変更後	—	—	—	
	—	—	—	
佐屋地区(愛西市佐屋町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1住	200%	60%	
変更後	—	—	—	
篠田西部地区(あま市篠田)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	—	—	—	
	1中高	200%	60%	
	1住	200%	60%	
変更後	1中高	200%	60%	
	1住	200%	60%	
	—	—	—	
	—	—	—	

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
白土地区(東郷町大字春木)				日進市米野木駅前地区は、土地区画整理事業の事業計画の変更に伴い、適切な用途地域に変更するものである。
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	—	—	—	
	1中高	200%	60%	
	1住	200%	60%	
変更後	1中高	200%	60%	
	1住	200%	60%	
	—	—	—	
	—	—	—	
藤坂地区(東郷町大字春木)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	1中高	200%	60%	
変更後	1中高	200%	60%	
	—	—	—	
米野木駅前地区(日進市米野木町 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1低	100%	60%	
	1中高	150%	60%	
変更後	1中高	150%	60%	
	1低	100%	60%	
<p>※ 表中の略称は次のとおり</p> <p>1 低：第一種低層住居専用地域</p> <p>1 中高：第一種中高層住居専用地域</p> <p>1 住：第一種住居地域</p> <p>準 住：準住居地域</p> <p>近 商：近隣商業地域</p> <p>工 業：工業地域</p> <p>工 専：工業専用地域</p>				

変更する内容及び関連する事項				変更する理由			
用途地域の面積増減表(変更のある用途地域のみを記載)							
(名古屋都市計画)							
種 類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の 後退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の限度	増 減	変更後 面積
第一種低層 住居専用地域	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	約 4ha	約1,051ha
第一種中高層 住居専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 -1ha	約2,166ha
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2ha	約4,367ha
準住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 11ha	約131ha
近隣商業地域	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約 1ha	約310ha
工業地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 3ha	約1,014ha
工業専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2ha	約1,187ha

変更する内容及び関連する事項			変更する理由
(第17号議案) 名古屋都市計画臨港地区の変更  名称:名古屋港臨港地区			公有水面埋立事業の竣功により、港湾管理者が港湾の適正かつ円滑な管理運営及び良好な工業用地の形成を図ることを目的として、臨港地区を変更するものである。
面積	旧 (ha)	新 (ha)	
	1,271	1,273	
[参考] ・飛島埠頭地区  分区面積増減表(変更のある分区のみ)			
分区	旧 (ha)	新 (ha)	
商港区	403.7	405.2	

第 18 号議案 尾張都市計画区域区分の変更について  
 第 19 号議案 尾張都市計画用途地域の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
(第 18 号議案) 尾張都市計画区域区分の変更	工業用地の開発区域(春日井市明知東地区)を市街化区域に編入し、河川改修が行われた区域(犬山市池野地区)、都市基盤施設の整備等が行われた区域(犬山市富岡地区)及び都市計画道路の都市計画変更が行われた区域(江南市小郷地区)は、局部的に変更するものである。

市街化区域編入地区数及び面積表

(尾張都市計画)

市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増 減 面 積 (ha)	編 入 箇所数 (箇所)	除 外 箇所数 (箇所)	変更箇所の内訳
						地区名 < 変更面積 >
春日井市	約4,679	約4,709	約 30	1	—	明知東地区 < 29.5ha >
犬山市	約1,057	約1,057	約 0	1	1	池野地区 < 0.02ha > 富岡地区 < -0.07ha >
江南市	約735	約735	約 0	1	1	小郷地区 < 0.02ha、-0.03ha >

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
(第19号議案) 尾張都市計画用途地域の変更				<p>春日井市明知東地区、犬山市池野地区、富岡地区及び江南市小郷地区は、区域区分の変更に伴い、都市施設の整備状況及び将来の土地利用の動向等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。</p> <p>春日井市鷹来地区は、土地利用の動向を勘案し、将来の都市像に適合した計画的な土地利用の誘導を図るため、適切な用途地域に変更するものである。</p>
明知東地区(春日井市明知町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工専	200%	60%	
鷹来地区(春日井市鷹来町 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	工専	200%	60%	
変更後	準工	200%	60%	
池野地区(犬山市字仲屋敷 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1低	100%	60%	
富岡地区(犬山市大字富岡 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1低	100%	60%	
変更後	—	—	—	

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
小郷地区(江南市小郷町)				小牧市小牧五丁目地区は、用途地域の境界等とされた道路の線形変更に伴い、適切な用途地域に変更するものである。
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	2住	200%	60%	
	1住	200%	60%	
	2住	200%	60%	
	準住	200%	60%	
変更後	2住	200%	60%	
	—	—	—	
	2住	200%	60%	
	1住	200%	60%	
	2住	200%	60%	
小牧五丁目地区 (小牧市小牧五丁目 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1 中高	200%	60%	
	近商	200%	80%	
変更後	近商	200%	80%	
	1 中高	200%	60%	
※ 表中の略称は次のとおり 1 低：第一種低層住居専用地域 1 中高：第一種中高層住居専用地域 1 住：第一種住居地域 2 住：第二種住居地域 準 住：準住居地域 近 商：近隣商業地域 準 工：準工業地域 工 専：工業専用地域				

変更する内容及び関連する事項				変更する理由			
用途地域の面積増減表(変更のある用途地域のみを記載)							
(尾張都市計画)							
種 類	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の限度	増 減	変更後 面積
第一種低層 住居専用地域	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	約 0ha	約 212ha
第一種中高層 住居専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0ha	約2,386ha
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0ha	約4,895ha
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0ha	約273ha
準住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0ha	約214ha
近隣商業地域	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約 0ha	約770ha
準工業地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 14ha	約2,670ha
工業専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 16ha	約642ha



第 20 号議案 知多都市計画区域区分の変更について

第 23 号議案 知多都市計画道路の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
(第 20 号議案) 知多都市計画区域区分の変更	既成市街地の区域(半田市亀崎駅北地区)、市街化区域に接続し、都市的土地利用が図られる区域(阿久比町役場周辺地区及び東浦町緒川浜田地区)、住宅地開発が行われる区域及び既成市街地の区域(東浦町石浜東飛山地区)、工業用地の開発区域(東浦町緒川上舟木地区)及び公有水面が埋め立てられた区域(武豊町衣浦港3号地地区)を市街化区域に編入し、道路整備が行われた区域(知多市新知笠取地区及び南谷2丁目地区)及び河川改修が行われた区域(常滑市大野地区)は、局部的に変更するものである。

市街化区域編入地区数及び面積表

(知多都市計画)

市町村名	変更前市街化区域面積 (ha)	変更後市街化区域面積 (ha)	増減面積 (ha)	編入箇所数 (箇所)	除外箇所数 (箇所)	変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
半田市	約2,727	約2,762	約 35	1	—	亀崎駅北地区<34.8ha>
阿久比町	約416	約424	約 8	1	—	役場周辺地区<8.0ha>
東浦町	約719	約766	約 47	3	—	石浜東飛山地区<21.1ha> 緒川上舟木地区<23.9ha> 緒川浜田地区<1.6ha>
常滑市	約1,619	約1,620	約 1	1	—	大野地区<0.8ha>
知多市	約1,979	約1,979	約 0	2	—	新知笠取地区<0.06ha> 南谷2丁目地区<0.2ha>
武豊町	約1,099	約1,101	約 2	1	—	衣浦港3号地地区<1.9ha>

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
(第21号議案) 知多都市計画用途地域の変更				半田市亀崎駅北地区、阿久比町役場周辺地区、東浦町石浜東飛山地区、緒川上舟木地区、緒川浜田地区、常滑市大野地区、知多市新知笠取地区、南谷2丁目地区及び武豊町衣浦港3号地地区は、区域区分の変更に伴い、都市施設の整備状況及び将来の土地利用の動向等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。
亀崎駅北地区(半田市のぞみが丘 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	—	—	—	
	—	—	—	
変更後	1低	100%	60%	
	1中高	200%	60%	
	1住	200%	60%	
役場周辺地区(阿久比町大字卯坂 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	—	—	—	
変更後	1住	200%	60%	
	2住	200%	60%	
石浜東飛山地区(東浦町大字石浜)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1中高	200%	60%	
緒川上舟木地区(東浦町大字緒川)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工専	200%	60%	
緒川浜田地区(東浦町大字緒川)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	準住	200%	60%	

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
大野地区(常滑市大野町)				<p>武豊町道仙田地区は、都市計画道路の線形変更と事業の進捗に伴い、適切な用途地域に変更するものである。</p>
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1住	200%	60%	
新知笠取地区(知多市新知)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1中高	150%	60%	
南谷2丁目地区(知多市南谷)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	—	—	—	
変更後	1中高	150%	60%	
	2中高	200%	60%	
衣浦港3号地地区(武豊町字旭地先)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工専	200%	60%	
道仙田地区(武豊町字道仙田)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	工専	200%	60%	
変更後	準工	200%	60%	

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
名和南部西地区(東海市名和町)				東海市名和南部西地区は、土地区画整理事業及び都市計画道路の事業の進捗に伴い、適切な用途地域に変更するものである。
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1住	200%	60%	
変更後	2住	200%	60%	
※ 表中の略称は次のとおり 1 低：第一種低層住居専用地域 1 中高：第一種中高層住居専用地域 2 中高：第二種中高層住居専用地域 1 住：第一種住居地域 2 住：第二種住居地域 準 住：準住居地域 準 工：準工業地域 工 専：工業専用地域				

変更する内容及び関連する事項				変更する理由			
用途地域の面積増減表(変更のある用途地域のみを記載)							
(知多都市計画)							
種 類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	増 減	変更後面積
第一種低層住居専用地域	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	約 23ha	約1,074ha
第一種中高層住居専用地域	15/10以下 20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0ha 約 23ha	約1,498ha 約826ha
第二種中高層住居専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0ha	約159ha
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 13ha	約3,196ha
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 5ha	約232ha
準住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2ha	約218ha
準工業地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 3ha	約1,230ha
工業専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 23ha	約3,326ha

変更する内容及び関連する事項	変更する理由																					
<p>(第 22 号議案)</p> <p>知多都市計画臨港地区の変更</p> <p>名 称:衣浦港臨港地区</p> <table border="1" data-bbox="150 461 746 584"> <thead> <tr> <th>面 積</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>152</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参 考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央西地区</li> </ul> <p>分区面積増減表(変更のある分区のみ)</p> <table border="1" data-bbox="156 846 746 969"> <thead> <tr> <th>分 区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商港区</td> <td>97.8</td> <td>98.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>武豊地区</li> </ul> <p>分区面積増減表(変更のある分区のみ)</p> <table border="1" data-bbox="156 1160 754 1368"> <thead> <tr> <th>分 区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商港区</td> <td>11.6</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>修景厚生港区</td> <td>—</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table>	面 積	旧 (ha)	新 (ha)		152	162	分 区	旧 (ha)	新 (ha)	商港区	97.8	98.0	分 区	旧 (ha)	新 (ha)	商港区	11.6	17.4	修景厚生港区	—	4.0	<p>既に港湾施設として土地利用されている市街化区域について、港湾管理者が港湾の適正かつ円滑な管理運営及び良好な工業用地の形成を図ることを目的として、臨港地区を変更するものである。</p>
面 積	旧 (ha)	新 (ha)																				
	152	162																				
分 区	旧 (ha)	新 (ha)																				
商港区	97.8	98.0																				
分 区	旧 (ha)	新 (ha)																				
商港区	11.6	17.4																				
修景厚生港区	—	4.0																				

変更する内容及び関連する事項	変更する理由														
<p>(第23号議案) 知多都市計画道路の変更</p> <p>変更対象路線数:70路線</p> <p>[内訳]</p> <table border="1" data-bbox="268 524 820 748"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更内容</th> <th>路線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形式的な変更</td> <td>A手続</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実質的な変更</td> <td>B手続</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>C手続</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参考資料3参照</p> <p>C手続 区域を変更する路線について</p> <p>○3・4・8号常滑半田線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線形の変更</li> </ul> <p>線形の最大振れ幅 約10m</p>	変更内容		路線数	形式的な変更	A手続	25	実質的な変更	B手続	39	C手続	6	計		70	<p>A手続 都市計画区域の再編に伴い、知多北部都市計画道路、衣浦西部都市計画道路、常滑都市計画道路及び南知多都市計画道路を知多都市計画道路に改め、名称(地名等を含む。)を変更するものである。</p> <p>B手続 都市計画区域の再編に伴い、施設の区域等の計画内容に変更がないもののうち、名称、位置、構造等を変更するものである。</p> <p>C手続 都市計画区域の再編に伴い、名称、位置等を変更するとともに、都市計画道路の見直しを行い、区域及び構造を変更するものである。</p> <p>半田市と常滑市との市境付近において、周辺の土地利用との整合を図るため、一部線形を変更するものである。</p>
変更内容		路線数													
形式的な変更	A手続	25													
実質的な変更	B手続	39													
	C手続	6													
計		70													

変更する内容及び関連する事項	変更する理由																						
<p>○3・5・16号大野久米線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点隅切り部の一部区域の変更</li> </ul> <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●3・5・251号海岸線(常滑市決定) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部区間の廃止 延長 約250m</li> </ul> </li> <li>●3・4・450号海岸線(知多市決定) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全区間の廃止 延長 約50m</li> </ul> </li> </ul> <p>○3・3・1号衣浦西部線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅員、車線の数及び線形の変更 変更延長 約3,300m</li> </ul> <table border="1" data-bbox="177 920 740 1102"> <thead> <tr> <th colspan="4">幅員</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般部</th> <th colspan="2">交差点部</th> </tr> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m</td> <td>23.25m</td> <td>24m</td> <td>26.25m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="177 1167 740 1305"> <thead> <tr> <th colspan="2">車線の数</th> </tr> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2車線</td> <td>4車線</td> </tr> </tbody> </table> <p>線形の最大振れ幅 約230m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長の分割 3・4・25号武豊美浜線に分割 延長 約8,280m</li> </ul>	幅員				一般部		交差点部		変更前	変更後	変更前	変更後	20m	23.25m	24m	26.25m	車線の数		変更前	変更後	2車線	4車線	<p>3・5・251号海岸線の一部区間及び3・4・450号海岸線の全区間を廃止する手続が、それぞれ常滑市及び知多市において進められている。</p> <p>これに伴い大野久米線の海岸線との交差点隅切り部分における一部区域を変更するものである。</p> <p>衣浦港臨海部の交通を適切に処理し、衣浦港港湾計画との整合を図るため、衣浦西部線の一部区間の幅員、車線の数及び線形を変更するとともに榎戸大高線を延伸し、衣浦西部線の終点に接続させるものである。</p> <p>また、これまで衣浦西部線としていた榎戸大高線以南の区間を武豊美浜線に名称を改め、起点部の幅員を変更するものである。</p>
幅員																							
一般部		交差点部																					
変更前	変更後	変更前	変更後																				
20m	23.25m	24m	26.25m																				
車線の数																							
変更前	変更後																						
2車線	4車線																						



変更する内容及び関連する事項	変更する理由													
<p>○3・4・15号榎戸大高線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅員の変更 変更延長 約360m</li> </ul> <table border="1" data-bbox="263 477 815 577"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>24m</td> <td>20m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>延長の追加 終点部を約220m延伸</li> </ul> <p>○3・4・25号武豊美浜線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衣浦西部線を分割 延長 約8,280m</li> <li>幅員の変更 変更延長 約110m</li> </ul> <table border="1" data-bbox="263 1059 791 1160"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>24m</td> <td>20m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・1・12号名四国道線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大府市道への取付部の変更 変更延長 約300m</li> </ul>		変更前	変更後	交差点部幅員	24m	20m		変更前	変更後	交差点部幅員	24m	20m	<p>北崎インターチェンジ付近において、周辺の土地利用との整合を図るため、一部区域を変更するものである。</p>	
	変更前	変更後												
交差点部幅員	24m	20m												
	変更前	変更後												
交差点部幅員	24m	20m												

第 24 号議案 豊田都市計画区域区分の変更について  
 第 25 号議案 豊田都市計画用途地域の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
(第 24 号議案) 豊田都市計画区域区分の変更	工業用地の開発区域(豊田市篠原町地区)を市街化区域に編入し、道路整備及び鉄道の高架化が行われた区域(豊田市越戸町地区、落合町地区、栄町地区、鶯ヶ瀬町地区、中根町地区及び花園町地区)は、局部的に変更するものである。

市街化区域編入地区数及び面積表

(豊田都市計画)

市町村名	変更前市街化区域面積 (ha)	変更後市街化区域面積 (ha)	増 減	編 入	除 外	変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
			面 積 (ha)	箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)	
豊田市	約5,163	約5,187	約 24	5	3	篠原町地区<23.1ha> 越戸町地区<0.2ha> 落合町地区<0.03ha、-0.03ha> 栄町地区<-0.09ha> 鶯ヶ瀬町地区<0.2ha> 中根町地区<0.1ha> 花園町地区<-0.01ha>

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
(第25号議案) 豊田都市計画用途地域の変更				豊田市篠原町地区、越戸町地区、落合町地区、栄町地区、鶉ヶ瀬町地区、中根町地区及び花園町地区は、区域区分の変更に伴い、都市施設の整備状況及び将来の土地利用の動向等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。
篠原町地区(豊田市篠原町 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工専	200%	60%	
越戸町地区(豊田市越戸町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1住	200%	60%	
落合町地区(豊田市落合町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	工業	200%	60%	
変更後	工業	200%	60%	
	—	—	—	
栄町地区(豊田市栄町 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1中高	200%	60%	
	1住	200%	60%	
変更後	—	—	—	
	—	—	—	
三軒町地区(豊田市三軒町 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	工業	200%	60%	
	工業	200%	60%	
変更後	1住	200%	60%	
	2住	200%	60%	
豊田市三軒町地区は、土地利用の動向等を勘案し、都市の将来像に適合した適切な用途地域に変更するものである。				

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
寿町地区(豊田市寿町 他)				豊田市寿町地区は、都市計画道路の整備に伴い、都市の将来像に適合した適切な用途地域に変更するものである。
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	2住	200%	60%	
	準工	200%	60%	
	工専	200%	60%	
変更後	準住	200%	60%	
	準住	200%	60%	
	準住	200%	60%	
鵜ヶ瀬町地区(豊田市鵜ヶ瀬町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	—	—	—	
変更後	1低	50%	30%	
	1住	200%	60%	
中根町地区(豊田市中根町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	—	—	—	
変更後	1低	100%	60%	
	1住	200%	60%	
花園町地区(豊田市花園町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1住	200%	60%	
変更後	—	—	—	

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>※ 表中の略称は次のとおり</p> <p>1 低：第一種低層住居専用地域</p> <p>1 中高：第一種中高層住居専用地域</p> <p>1 住：第一種住居地域</p> <p>2 住：第二種住居地域</p> <p>準 住：準住居地域</p> <p>準 工：準工業地域</p> <p>工 業：工業地域</p> <p>工 専：工業専用地域</p>	

変更する内容及び関連する事項

変更する理由

用途地域の面積増減表(変更のある用途地域のみを記載)

(豊田都市計画)

種 類	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の限度	増 減	変更後 面積
第一種低層 住居専用地域	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	約 0.1ha	約 155ha
	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	約 0.09ha	約 672ha
第一種中高層 住居専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 -0.04ha	約384ha
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 20.15ha	約1254ha
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 -2.2ha	約143ha
準住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 12.8ha	約62ha
準工業地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 -8.6ha	約382ha
工業地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 -21.8ha	約340ha
工業専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 23.0ha	約1136ha

第 26 号議案 西三河都市計画区域区分の変更について

第 29 号議案 西三河都市計画道路の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(第 26 号議案) 西三河都市計画区域区分の変更</p>	<p>工業用地の開発区域(岡崎市上衣文地区、安城市北部地区、明祥(1)地区、山中地区、西尾市南中根(1)地区、刈谷市小垣江町大津崎地区、吉良町岡山地区)、市街地整備が行われる区域(岡崎市岩津地区、西蔵前地区)、土地区画整理事業が行われる区域(幸田町深溝里地区、六栗地区、岩堀地区)、及び公有水面が埋め立てられた区域(幡豆町桑畑(1)地区)を市街化区域に編入し、低未利用地で計画的な市街地整備の予定がない区域(刈谷市城町地区)を市街化調整区域に編入するものである。</p> <p>また、水路、河川改修が行われた区域(岡崎市森越地区、中島地区)、道路整備や道路が廃止された区域(岡崎市小呂地区、合歓木地区、安城市明祥(2)地区、西尾市南中根(2)地区、刈谷市日高町地区、知立市高根地区)、鉄道の高架化が行われた区域(安城市桜井北地区)、都市計画道路の変更・廃止される区域(幡豆町中柴(1)地区、笠外(1)(2)地区)、開発や土地改良事業との境界の整合を図る区域(岡崎市本宿地区、知立市小針下地区)、都市基盤施設の整備等が行われた区域(安城市西別所町牛引地区、知立市弘法下地区)は、局部的に変更するものである。</p>

変更する内容及び関連する事項			変更する理由			
市街化区域編入地区数及び面積表						
(西三河都市計画)						
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増 減 面 積 (ha)	編 入 箇所数 (箇所)	除 外 箇所数 (箇所)	変更箇所の内訳
						地区名 <変更面積>
岡崎市	約5,740	約5,796	約 56	4	5	上衣文地区<49.3ha> 本宿地区<0.1ha、-0.001ha> 岩津地区<4.0ha> 西藤前地区<4.0ha> 森越地区<-0.03ha> 小呂地区<-0.06ha> 合歓木地区<-0.1ha> 中島地区<-0.8ha>
安城市	約2,095	約2,154	約 59	6	1	北部地区<34.6ha> 西別所町牛引地区 <0.04ha、-0.05ha> 明祥(1)地区<19.1ha> 明祥(2)地区<0.3ha> 山中地区<5.4ha> 桜井北地区<0.09ha>
西尾市	約1,918	約1,930	約 12	2	—	南中根(1)地区<12.0ha> 南中根(2)地区<0.2ha>
刈谷市	約2,344	約2,347	約 3	2	2	小垣江町大津崎地区<12.4ha> 日高町地区<0.09ha、-0.01ha> 城町地区<-9.4ha>
知立市	約1,081	約1,081	約 0	2	2	弘法下地区<0.1ha、-0.03ha> 小針下地区<-0.02ha> 高根地区<0.02ha>
幸田町	約 584	約 612	約 28	3	—	深溝里地区<11.6ha> 六栗地区<10.1ha> 岩掘地区<6.3ha>
幡豆町	約 232	約 234	約 2	3	3	桑畑(1)地区<3.7ha> 笠外(1)地区<0.1ha、-0.06ha> 笠外(2)地区<0.3ha、-2.0ha> 中柴(1)地区<-0.3ha>
吉良町	約 308	約 308	約 0	1	—	岡山地区<0.04ha>



変更する内容及び関連する事項				変更する理由
(第27号議案) 西三河都市計画用途地域の変更				<p>岡崎市上衣文地区、本宿地区、岩津地区、西藏前地区、森越地区、小呂地区、合歓木地区、中島地区、安城市北部地区、西別所町牛引地区、明祥(1)(2)地区、山中地区、桜井北地区、西尾市南中根(1)(2)地区、刈谷市小垣江町大津崎地区、日高町地区、城町地区、知立市弘法下地区、小針下地区、高根地区、幸田町深溝里地区、六栗地区、岩堀地区、幡豆町桑畑(1)(2)地区、笠外(1)(2)地区、中柴(1)地区及び吉良町岡山地区は、区域区分の変更に伴い、都市施設の整備状況及び将来の土地利用の動向等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。</p>
上衣文地区(岡崎市上衣文町 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工専	200%	60%	
本宿地区(岡崎市山綱町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	1住	200%	60%	
変更後	1住	200%	60%	
	—	—	—	
岩津地区(岡崎市岩津町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	—	—	—	
	1住	200%	60%	
変更後	2住	200%	60%	
	準住	200%	60%	
	準住	200%	60%	
西藏前地区(岡崎市西藏前町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	—	—	—	
変更後	1中高	200%	60%	
	1住	200%	60%	
森越地区(岡崎市北野町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	準工	200%	60%	
変更後	—	—	—	

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
小呂地区(岡崎市小呂町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1住	200%	60%	
変更後	—	—	—	
合歓木地区(岡崎市合歓木町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	工専	200%	60%	
変更後	—	—	—	
中島地区(岡崎市中島町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	近商	200%	80%	
変更後	—	—	—	
北部地区(安城市里町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工業	200%	60%	
西別所町牛引地区(安城市西別所町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	1中高	150%	60%	
変更後	1中高	150%	60%	
	—	—	—	
明祥(1)地区(安城市東端町 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工専	200%	60%	
明祥(2)地区(安城市東端町 他)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工専	200%	60%	

変更する内容及び関連する事項				変更する理由			
山中地区(安城市藤井町)							
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	—	—	—				
変更後	工専	200%	60%				
桜井北地区(安城市桜井町)							
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	—	—	—				
変更後	1住	200%	60%				
南中根(1)地区(西尾市南中根町)							
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	—	—	—				
変更後	工専	200%	60%				
南中根(2)地区(西尾市南中根町)							
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	—	—	—				
変更後	工専	200%	60%				
小垣江町大津崎地区(刈谷市小垣江町)							
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	—	—	—				
変更後	工業	200%	60%				
日高町地区(刈谷市日高町)							
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	—	—	—				
	1中高	150%	60%				
変更後	1中高	150%	60%				
	—	—	—				
城町地区(刈谷市城町 他)							
	種類	容積率	建ぺい率				
変更前	1中高	150%	60%				
変更後	—	—	—				

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
弘法下地区(知立市弘法町)				知立市上重原町曇り地区は、都市計画道路の変更に伴い、適切な用途地域に変更するものである。
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	1住	200%	60%	
変更後	1住	200%	60%	
	—	—	—	
小針下地区(知立市弘法町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1中高	150%	60%	
変更後	—	—	—	
高根地区(知立市牛田町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1低	100%	60%	
上重原町曇り地区(知立市上重原町)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	準工	200%	60%	
変更後	工業	200%	60%	
深溝里地区(幸田町大字深溝)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1低	50%	30%	
六栗地区(幸田町大字六栗)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1低	50%	30%	

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
岩堀地区(幸田町大字菱池)				幸田町相見地区は、土地区画整理事業の事業計画の変更に伴い、適切な用途地域に変更するものである。
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	1低	50%	30%	
相見地区(幸田町大字菱池)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1中高	150%	60%	
	1住	200%	60%	
	商業	300%	80%	
変更後	1住	200%	60%	
	商業	300%	80%	
	1住	200%	60%	
桑畑(1)(2)地区(幡豆町大字東幡豆)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	1住	200%	60%	
変更後	準工	200%	60%	
	準工	200%	60%	
笠外(1)地区(幡豆町大字寺部)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	1住	200%	60%	
変更後	1住	200%	60%	
	—	—	—	
笠外(2)地区(幡豆町大字寺部)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
	1住	200%	60%	
変更後	1住	200%	60%	
	—	—	—	

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
中柴(1)地区(幡豆町大字東幡豆)				<p>幡豆町中柴(2)地区は、港湾施設を適正かつ円滑に管理運営するため適切な用途地域に変更するものである。</p> <p>幡豆町鳥羽地区は、地区計画の決定に伴い、将来の土地利用及び地区施設の整備計画等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。</p> <p>幡豆町見影地区、城越地区、田中地区及び本郷地区は、都市計画道路の変更に伴い、適切な用途地域に変更するものである。</p>
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1住	200%	60%	
変更後	—	—	—	
中柴(2)地区(幡豆町大字東幡豆)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1住	200%	60%	
変更後	準工	200%	60%	
鳥羽地区(幡豆町大字鳥羽)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1低	50%	30%	
変更後	1中高	200%	60%	
見影地区(幡豆町大字西幡豆)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	2中高	150%	60%	
	1住	200%	60%	
	近商	200%	80%	
変更後	1住	200%	60%	
	2中高	150%	60%	
	1住	200%	60%	
城越地区(幡豆町大字寺部)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1中高	150%	60%	
	1住	200%	60%	
変更後	1住	200%	60%	
	1中高	150%	60%	
田中地区(幡豆町大字寺部)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1住	200%	60%	
変更後	1低	100%	60%	

変更する内容及び関連する事項				変更する理由
本郷地区(幡豆町大字東幡豆)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	1住	200%	60%	
	近商	200%	80%	
変更後	近商	200%	80%	
	1住	200%	60%	
岡山地区(吉良町大字岡山)				
	種類	容積率	建ぺい率	
変更前	—	—	—	
変更後	工業	200%	60%	
<p>※ 表中の略称は次のとおり</p> <p>1 低：第一種低層住居専用地域</p> <p>1中高：第一種中高層住居専用地域</p> <p>2中高：第二種中高層住居専用地域</p> <p>1 住：第一種住居地域</p> <p>2 住：第二種住居地域</p> <p>準 住：準住居地域</p> <p>近 商：近隣商業地域</p> <p>商 業：商業地域</p> <p>準 工：準工業地域</p> <p>工 業：工業地域</p> <p>工 専：工業専用地域</p>				

変更する内容及び関連する事項				変更する理由			
用途地域の面積増減表(変更のある用途地域のみを記載)							
(西三河都市計画)							
種 類	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の限度	増 減	変更後 面積
第一種低層 住居専用地域	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	約 17.4ha	約 87ha
	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	約 0.1ha	約 744ha
第一種中高層 住居専用地域	15/10以下	6/10以下	—	—	—	約 -9.54ha	約 1,835ha
	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 10.7ha	約 1,117ha
第二種中高層 住居専用地域	15/10以下	6/10以下	—	—	—	約 -0.3ha	約 95ha
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 1.69ha	約 5,596ha
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2.7ha	約 352ha
準住居地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 1.4ha	約 442ha
近隣商業地域	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約 -1.33ha	約 687ha
商業地域	30/10以下	8/10以下	—	—	—	約 0ha	約 13ha
準工業地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 4.79ha	約 2,345ha
工業地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 47.12ha	約 2,020ha
工業専用地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 86.2ha	約 1,630ha



変更する内容及び関連する事項	変更する理由												
<p>(第 28 号議案)</p> <p>西三河都市計画臨港地区の変更</p> <p>名 称:衣浦港臨港地区</p> <table border="1" data-bbox="231 488 817 595"> <thead> <tr> <th>面 積</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>47</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参 考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新川地区</li> </ul> <p>分区面積増減表(変更のある分区のみ)</p> <table border="1" data-bbox="231 860 817 967"> <thead> <tr> <th>分 区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商港区</td> <td>46.8</td> <td>49.2</td> </tr> </tbody> </table>	面 積	旧 (ha)	新 (ha)		47	49	分 区	旧 (ha)	新 (ha)	商港区	46.8	49.2	<p>既に港湾施設として土地利用されている市街化区域について、港湾管理者が港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を変更するものである。</p>
面 積	旧 (ha)	新 (ha)											
	47	49											
分 区	旧 (ha)	新 (ha)											
商港区	46.8	49.2											

変更する内容及び関連する事項	変更する理由																				
<p>(第29号議案) 西三河都市計画道路の変更</p> <p>変更対象路線数:126路線 〔内 訳〕</p> <table border="1" data-bbox="159 492 718 716"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更内容</th> <th>路線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形式的な変更</td> <td>A手続</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実質的な変更</td> <td>B手続</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>C手続</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参考資料4参照</p> <p>C手続 区域を変更する路線について</p> <p>○3・4・1号蒲郡岐阜線 ・幅員の変更 変更延長 約270m</p> <table border="1" data-bbox="183 1736 710 1836"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>20m</td> <td>23.1m</td> </tr> </tbody> </table>	変更内容		路線数	形式的な変更	A手続	51	実質的な変更	B手続	64	C手続	11	計		126		変更前	変更後	交差点部幅員	20m	23.1m	<p>A手続 都市計画区域の再編に伴い、衣浦東部都市計画道路、岡崎都市計画道路及び西尾幡豆都市計画道路を西三河都市計画道路に改め、名称(地名等を含む。)を変更するものである。</p> <p>B手続 都市計画区域の再編に伴い、施設の区域等の計画内容に変更がないものうち、名称、位置、構造等を変更するものである。</p> <p>C手続 都市計画区域の再編に伴い、名称、位置等を変更するとともに、都市計画道路の見直しを行い区域、構造を変更するものである。 都市計画区域の再編に伴い、都市計画道路の見直しを行い、路線を廃止するものである。</p> <p>整備予定の岡崎市道との交差点における安全性の向上と交通の円滑化を図るため、蒲郡岐阜線の一部幅員を変更するものである。</p>
変更内容		路線数																			
形式的な変更	A手続	51																			
実質的な変更	B手続	64																			
	C手続	11																			
計		126																			
	変更前	変更後																			
交差点部幅員	20m	23.1m																			

変更する内容及び関連する事項	変更する理由												
<p>○3・4・23号岡崎一色線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駅前広場の区域変更</li> </ul> <table border="1" data-bbox="284 436 837 548"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域面積</td> <td>4,600㎡</td> <td>3,000㎡</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅員の変更</li> </ul> <p>変更延長 約145m</p> <table border="1" data-bbox="284 638 837 801"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅員</td> <td>17m</td> <td>15.7～ 20.7m</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	区域面積	4,600㎡	3,000㎡		変更前	変更後	幅員	17m	15.7～ 20.7m	<p>東岡崎駅北口駅前広場整備計画との整合を図るため岡崎一色線の駅前広場の区域及び一部幅員を変更するものである。</p>
	変更前	変更後											
区域面積	4,600㎡	3,000㎡											
	変更前	変更後											
幅員	17m	15.7～ 20.7m											
<p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●①1号東岡崎駅交通広場(岡崎市決定) <ul style="list-style-type: none"> <li>決定 面積 約5,300㎡</li> </ul> </li> <li>●②2号東岡崎駅交通広場(岡崎市決定) <ul style="list-style-type: none"> <li>決定 面積 約2,400㎡</li> </ul> </li> </ul>													
<p>○3・4・32号刈谷知立線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線形の変更</li> </ul> <p>線形の最大振れ幅 約4m</p>	<p>周辺土地利用との整合を図るため、刈谷知立線の一部線形を変更するものである。</p>												
<p>○3・4・10号芦谷蒲郡線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線形及び幅員の変更</li> </ul> <p>変更延長 約820m</p> <table border="1" data-bbox="311 1523 837 1624"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅員</td> <td>20m</td> <td>18m</td> </tr> </tbody> </table> <p>線形の最大振れ幅 約5m</p>		変更前	変更後	幅員	20m	18m	<p>芦谷蒲郡線については、周辺土地利用との整合を図るため、一部線形及び幅員を変更するものである。</p> <p>生平幸田線については、芦谷蒲郡線との交差点における安全性の向上と交通の円滑化を図るため、一部幅員を変更するものである。</p>						
	変更前	変更後											
幅員	20m	18m											
<p>○3・5・21号生平幸田線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅員の変更</li> </ul> <p>変更延長 約90m</p> <table border="1" data-bbox="311 1870 837 1971"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>12m</td> <td>15m</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	交差点部幅員	12m	15m							
	変更前	変更後											
交差点部幅員	12m	15m											

変更する内容及び関連する事項	変更する理由																		
<p>○3・5・54号西尾幡豆線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルート及び幅員の変更 変更延長 約1,000m</li> </ul> <table border="1" data-bbox="177 394 708 495"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅 員</td> <td>12m</td> <td>15m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造事項修正 幹線街路との交差箇所数</li> </ul> <table border="1" data-bbox="177 636 708 736"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平 面</td> <td>6箇所</td> <td>5箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>名鉄との立体交差を削除</p> <p>○3・5・85号富好新田宮崎鳥羽線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルートの変更 変更延長 約360m</li> <li>・ 構造事項修正 幹線街路との交差箇所数</li> </ul> <table border="1" data-bbox="181 1072 713 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平 面</td> <td>2箇所</td> <td>3箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・78号蛇山線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終点の変更 変更延長 約10m</li> </ul> <p>○3・4・199号幡豆海岸通線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線の廃止 廃止延長 約6,160m</li> </ul> <p>○3・3・200号西幡豆駅前線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線の廃止 廃止延長 約290m</li> </ul> <p>[参 考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●幡豆町決定(7路線)</li> <li>①3・5・401号中部幹線</li> </ul>		変更前	変更後	幅 員	12m	15m		変更前	変更後	平 面	6箇所	5箇所		変更前	変更後	平 面	2箇所	3箇所	<p>幡豆町都市計画マスタープランに基づき、社会情勢の変化に伴う都市計画道路の見直しを行うものである。</p> <p>西尾幡豆線及び富好新田宮崎鳥羽線については、幡豆海岸通線(県決定)が廃止されることから周辺土地利用との整合を図るため、一部ルート、幅員及び計画書に記載すべき「道路の構造事項」を変更するものである。</p> <p>蛇山線については、幡豆海岸通線(県決定)が廃止されることから、終点を変更するものである。</p> <p>幡豆海岸通線(県決定)及び西幡豆駅前線については、幡豆町により新たな幡豆海岸通線及び東幡豆臨港線が追加されることから廃止するものである。</p>
	変更前	変更後																	
幅 員	12m	15m																	
	変更前	変更後																	
平 面	6箇所	5箇所																	
	変更前	変更後																	
平 面	2箇所	3箇所																	

変更する内容及び関連する事項	変更する理由						
<p>・ 線形及び幅員の変更 変更延長 約1,000m</p> <table border="1" data-bbox="331 383 837 483"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅員</td> <td>16m</td> <td>12m</td> </tr> </tbody> </table> <p>線形の最大振れ幅 約250m</p> <p>②3・6・402号幡豆海岸通線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>追加 幅員 10m 延長 約4,060m</li> </ul> <p>③3・5・403号東幡豆臨港線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>追加 幅員 12m 延長 約2,640m</li> </ul> <p>④3・4・448号見影線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路線の廃止 廃止延長 約340m</li> </ul> <p>⑤3・4・449号鹿川線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路線の廃止 廃止延長 約430m</li> </ul> <p>⑥3・4・450号上畑線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路線の廃止 廃止延長 約400m</li> </ul> <p>⑦7・6・401号西幡豆線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>追加 幅員 8m 延長 約450m</li> </ul> <p>○3・4・101号米津碧南線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>線形の変更 線形の最大振れ幅 約10m</li> </ul>		変更前	変更後	幅員	16m	12m	<p>交差点の安全性を向上させるため、一部線形を変更するものである。</p>
	変更前	変更後					
幅員	16m	12m					

第 30 号議案 東三河都市計画区域区分の変更について

第 31 号議案 東三河都市計画臨港地区の変更について

変更する内容及び関連する事項	変更する理由
<p>(第 30 号議案)</p> <p>東三河都市計画区域区分の変更</p>	<p>公有水面の埋め立てが行われた区域(田原市田原4区地区、田原第2船だまり地区、豊橋市神野西地区)及び工業用地として隣接市街地と一体利用を図る区域(豊橋市原地区)を市街化区域に編入し、都市基盤施設の整備等が行われた区域(田原市赤羽根地区、豊橋市高洲町地区、多米町地区)、道路整備が行われた区域(豊橋市王ヶ崎町地区、蒲郡市西浦町東稲生地区)、都市計画道路の変更が行われた区域(豊橋市牛川町地区)及び市町村合併が行われた区域(豊川市麻生田地区)は、局部的に変更するものである。</p>

市街化区域編入地区数及び面積表

(東三河都市計画)

市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増 減	編 入	除 外	変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
			面 積 (ha)	箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)	
田原市	約1,621	約1,715	約 94	2	1	田原4区地区<93.0ha> 田原第2船だまり地区<1.3ha> 赤羽根地区<-0.4ha>
豊橋市	約6,174	約6,184	約 10	6	3	高洲町地区<0.1ha> 王ヶ崎町地区<0.01ha、-0.05ha> 神野西地区<9.4ha> 原地区<0.3ha> 牛川町地区<0.5ha、-0.2ha> 多米町地区<0.01ha、-0.03ha>
豊川市	約3,479	約3,480	約 1	1	—	麻生田地区<1.0ha>
蒲郡市	約2,051	約2,051	約 0	1	—	西浦町東稲生地区<0.1ha>

変更する内容及び関連する事項	変更する理由																											
<p>(第31号議案)</p> <p>東三河都市計画臨港地区の変更</p> <p>名称:三河港臨港地区</p> <table border="1" data-bbox="277 495 873 622"> <thead> <tr> <th>面積</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>248</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>田原地区(田原4区)</li> </ul> <p>分区面積増減表(変更のある分区のみ)</p> <table border="1" data-bbox="277 891 873 1061"> <thead> <tr> <th>分区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業港区</td> <td>—</td> <td>74.9</td> </tr> <tr> <td>修景厚生港区</td> <td>—</td> <td>26.2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>田原地区(田原船だまり)</li> </ul> <p>分区面積増減表(変更のある分区のみ)</p> <table border="1" data-bbox="277 1272 873 1391"> <thead> <tr> <th>分区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商港区</td> <td>21.1</td> <td>23.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>神野地区(神野埠頭西)</li> </ul> <p>分区面積増減表(変更のある分区のみ)</p> <table border="1" data-bbox="277 1601 873 1720"> <thead> <tr> <th>分区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商港区</td> <td>20.3</td> <td>50.1</td> </tr> </tbody> </table>	面積	旧 (ha)	新 (ha)		248	450	分区	旧 (ha)	新 (ha)	工業港区	—	74.9	修景厚生港区	—	26.2	分区	旧 (ha)	新 (ha)	商港区	21.1	23.0	分区	旧 (ha)	新 (ha)	商港区	20.3	50.1	<p>公有水面埋立事業の竣功により、港湾管理者が港湾の適正かつ円滑な管理運営及び良好な工業用地の形成を図ることを目的として、臨港地区を変更するものである。</p>
面積	旧 (ha)	新 (ha)																										
	248	450																										
分区	旧 (ha)	新 (ha)																										
工業港区	—	74.9																										
修景厚生港区	—	26.2																										
分区	旧 (ha)	新 (ha)																										
商港区	21.1	23.0																										
分区	旧 (ha)	新 (ha)																										
商港区	20.3	50.1																										

変更する内容及び関連する事項	変更する理由													
<p>・ 御津地区(御津2区)</p> <p>分区面積増減表(変更のある分区のみ)</p> <table border="1" data-bbox="150 456 753 573"> <thead> <tr> <th>分 区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修景厚生港区</td> <td>—</td> <td>65.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 蒲郡地区(竹島埠頭)</p> <p>分区面積増減表(変更のある分区のみ)</p> <table border="1" data-bbox="150 784 753 900"> <thead> <tr> <th>分 区</th> <th>旧 (ha)</th> <th>新 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修景厚生港区</td> <td>—</td> <td>3.1</td> </tr> </tbody> </table>	分 区	旧 (ha)	新 (ha)	修景厚生港区	—	65.3	分 区	旧 (ha)	新 (ha)	修景厚生港区	—	3.1		
分 区	旧 (ha)	新 (ha)												
修景厚生港区	—	65.3												
分 区	旧 (ha)	新 (ha)												
修景厚生港区	—	3.1												